

議案第13号

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成18年久慈市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同

条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、公示送達の方法を変更し、併せて所要の整備をしようとするものである。

議案第14号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年久慈市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項ただし書の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例を参考に、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第14号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年久慈市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項ただし書の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例を参考に、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第15号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（平成18年久慈市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	197,100	243,700	278,400	312,300	335,300	369,900
	2	198,200	245,000	279,400	313,800	337,200	371,600
	3	199,400	246,400	280,400	315,200	339,000	373,200
	4	200,500	247,900	281,400	316,600	340,700	374,800
	5	201,600	249,300	282,500	318,100	342,400	376,500
	6	203,300	250,700	283,500	319,200	344,100	378,300
	7	204,900	252,100	284,400	320,200	345,900	379,800
	8	206,500	253,500	285,400	321,400	347,500	381,400
	9	208,000	254,900	286,400	322,600	349,100	382,700
	10	209,800	256,200	287,400	324,200	350,800	384,300
	11	211,400	257,500	288,400	325,900	352,500	386,000
	12	213,000	258,800	289,400	327,500	354,100	387,500
	13	214,500	260,100	290,500	328,900	355,700	389,400
	14	216,200	261,400	291,800	330,500	357,300	391,300
	15	217,900	262,700	293,100	332,100	358,900	393,200
	16	219,600	263,900	294,300	333,800	360,400	395,100
	17	220,800	265,100	295,500	335,200	361,800	396,600
	18	222,500	266,100	296,800	336,900	363,600	398,400
	19	224,100	267,200	298,100	338,500	365,200	400,100
	20	225,600	268,300	299,300	340,100	366,800	401,700
	21	227,100	269,200	300,300	341,500	367,900	403,400
	22	228,700	270,200	301,500	343,300	369,400	404,800
23	230,300	271,300	302,700	345,000	370,900	406,300	

24	232,000	272,300	304,000	346,600	372,500	407,700
25	233,600	273,300	305,400	347,800	374,200	409,100
26	235,300	274,200	306,400	349,700	376,000	410,300
27	236,600	275,000	307,400	351,500	377,600	411,500
28	237,900	275,800	308,400	353,100	379,300	412,500
29	239,300	276,600	309,500	354,600	380,700	413,600
30	240,400	277,400	310,700	356,200	382,000	414,800
31	241,500	278,200	311,900	357,800	383,300	415,900
32	242,600	279,000	313,100	359,400	384,700	417,100
33	243,700	279,700	314,200	361,200	385,800	417,800
34	244,600	280,500	315,500	363,000	386,700	418,500
35	245,500	281,300	316,800	364,800	387,700	419,100
36	246,600	282,000	318,100	366,600	388,700	419,800
37	247,600	282,700	319,300	368,100	389,500	420,200
38	248,500	283,500	320,700	369,500	390,400	420,800
39	249,400	284,100	322,000	370,900	391,300	421,300
40	250,200	284,900	323,300	372,400	392,100	421,700
41	251,000	285,500	324,600	373,900	392,900	422,100
42	251,700	286,200	325,800	374,700	393,800	422,300
43	252,300	286,900	327,100	375,600	394,600	422,600
44	252,900	287,600	328,300	376,600	395,300	422,900
45	253,700	288,300	329,200	377,500	396,000	423,200
46	254,300	288,900	330,500	378,600	396,700	423,500
47	254,900	289,600	331,800	379,500	397,400	423,800
48	255,500	290,300	333,100	380,500	398,100	424,100
49	256,000	291,000	334,200	381,400	398,600	424,300
50	256,600	291,600	335,500	382,200	399,200	424,600
51	257,200	292,300	336,700	382,900	399,800	424,800
52	257,700	293,000	338,000	383,500	400,500	425,100
53	258,100	293,500	339,300	383,900	400,900	425,400
54	258,500	294,100	340,300	384,500	401,500	425,700
55	258,900	294,700	341,400	385,100	402,100	426,000
56	259,200	295,400	342,500	385,800	402,600	426,300
57	259,500	296,000	343,200	386,100	403,000	426,500
58	259,800	296,700	344,100	386,800	403,600	426,800
59	260,100	297,300	344,800	387,500	404,200	427,100
60	260,400	298,000	345,600	388,100	404,800	427,500
61	260,700	298,600	346,400	388,400	405,200	427,700
62	261,000	299,200	346,800	388,900	405,700	428,000
63	261,300	299,700	347,400	389,500	406,200	428,300
64	261,600	300,200	348,100	390,100	406,800	428,500

	65	261,900	300,700	348,900	390,400	407,100	428,700
	66	262,200	301,300	349,600	391,000	407,500	
	67	262,600	301,800	350,300	391,700	407,800	
	68	262,900	302,400	350,900	392,300	408,200	
	69	263,200	302,900	351,400	392,800	408,500	
	70	263,500	303,400	352,000	393,300	408,800	
	71	263,800	303,900	352,500	393,900	409,100	
	72	264,100	304,500	353,100	394,400	409,300	
	73	264,400	305,000	353,400	394,900	409,500	
	74	264,700	305,400	353,900	395,500	409,800	
	75	265,000	305,700	354,200	395,900	410,100	
	76	265,300	306,000	354,600	396,200	410,300	
	77	265,600	306,200	355,000	396,600	410,500	
	78	265,900	306,500	355,500	397,100	410,800	
	79	266,200	306,700	356,000	397,500	411,100	
	80	266,500	307,000	356,500	397,900	411,300	
	81	266,800	307,200	356,800	398,300	411,500	
	82	267,200	307,400	357,200	398,800	411,800	
	83	267,500	307,700	357,600	399,200	412,100	
	84	267,800	307,900	358,100	399,600	412,300	
	85	268,100	308,200	358,400	399,900	412,500	
	86	268,400	308,400	358,800	400,400	412,700	
	87	268,700	308,700	359,200	400,800	413,000	
	88	269,000	309,000	359,600	401,200	413,200	
	89	269,300	309,300	359,800	401,500	413,400	
	90	269,600	309,600	360,200	402,000		
	91	269,900	309,900	360,600	402,400		
	92	270,200	310,200	361,000	402,800		
	93	270,500	310,400	361,200	403,100		
	94		310,600	361,500			
	95		310,900	361,900			
	96		311,300	362,200			
	97		311,600	362,500			
	98		311,900	362,900			
	99		312,200	363,300			
	100		312,600	363,700			
	101		312,800	364,200			
	102		313,100	364,600			
	103		313,400	365,000			
	104		313,700	365,400			
	105		313,900	365,900			
	106		314,200	366,300			

	107		314,500	366,600			
	108		314,800	366,900			
	109		315,000	367,300			
	110		315,300				
	111		315,700				
	112		316,000				
	113		316,200				
	114		316,400				
	115		316,700				
	116		317,100				
	117		317,300				
	118		317,500				
	119		317,800				
	120		318,100				
	121		318,400				
	122		318,600				
	123		318,900				
	124		319,200				
	125		319,500				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		202,000	229,700	271,800	292,600	308,300	334,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800	

11	335,200	437,000	488,100
12	338,600	438,500	489,900
13	342,000	439,900	491,700
14	345,500	441,300	493,400
15	348,900	442,800	495,200
16	352,300	444,200	497,000
17	355,700	445,500	498,800
18	358,800	447,000	500,700
19	362,000	448,400	502,600
20	365,200	449,800	504,500
21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100

	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	202,300	241,400	276,400	295,500	328,900
	2	204,400	242,800	277,200	296,400	330,400
	3	206,500	244,100	277,900	297,100	331,800
	4	208,600	245,400	278,800	297,800	333,200
	5	210,700	246,600	279,600	298,500	334,600
	6	212,700	247,700	280,400	299,200	336,200
	7	214,700	248,700	281,200	299,900	337,800
	8	216,500	249,600	281,900	300,600	339,300
	9	218,300	250,800	282,600	301,400	340,700
	10	220,200	251,900	283,400	302,100	342,300
	11	222,100	253,000	284,300	303,000	343,800
	12	224,300	254,200	285,100	303,600	345,400
	13	226,000	255,500	285,900	304,200	346,800
	14	228,000	256,600	286,700	305,300	348,400
	15	230,200	257,800	287,400	306,400	349,900
	16	232,300	259,000	288,200	307,600	351,400
	17	234,400	260,000	289,000	308,800	352,900
	18	235,600	261,000	289,800	310,000	354,600
	19	236,600	262,100	290,600	311,100	356,200
	20	237,700	263,100	291,300	312,300	357,700
	21	238,800	264,200	292,200	313,500	359,000
	22	239,600	265,100	293,100	314,700	360,500
	23	240,500	266,000	294,000	316,000	362,000
	24	241,400	266,800	294,700	317,100	363,600
	25	242,300	267,600	295,400	318,300	365,000
	26	243,200	268,400	296,300	319,500	366,500
	27	244,100	269,200	297,200	320,600	368,000
	28	245,000	270,000	298,000	321,800	369,400
	29	245,800	270,700	298,800	323,100	370,800
	30	246,600	271,500	299,800	324,300	372,500
	31	247,300	272,400	300,700	325,500	373,900
	32	248,200	273,200	301,700	326,700	375,400
	33	248,900	274,000	302,700	327,800	376,600
	34	249,500	274,800	303,800	328,900	377,700
	35	250,200	275,400	304,900	330,100	378,900
	36	250,900	276,200	305,800	331,400	380,000
	37	251,600	277,200	306,800	332,600	381,000
38	252,200	277,900	307,800	333,800	381,800	

39	252,800	278,800	308,800	335,100	382,800
40	253,500	279,500	309,800	336,300	383,900
41	254,100	280,200	310,800	337,200	384,900
42	254,700	281,000	312,000	338,400	385,900
43	255,300	281,800	313,100	339,700	386,900
44	255,800	282,500	314,200	340,900	387,800
45	256,200	283,200	315,200	341,800	388,600
46	256,800	284,000	316,300	342,800	389,400
47	257,200	284,800	317,400	343,800	390,300
48	257,600	285,600	318,500	344,700	391,100
49	258,000	286,300	319,600	345,600	391,600
50	258,600	287,000	320,600	346,500	392,400
51	259,100	287,600	321,700	347,500	393,300
52	259,600	288,300	322,800	348,500	394,100
53	259,900	289,000	323,800	349,000	394,500
54	260,200	289,600	324,800	349,900	395,200
55	260,500	290,300	325,800	350,600	395,900
56	260,800	291,000	326,900	351,500	396,500
57	261,100	291,700	327,800	352,200	396,900
58	261,400	292,400	328,800	352,500	397,400
59	261,700	293,100	329,800	352,900	398,000
60	262,000	293,700	330,700	353,500	398,600
61	262,300	294,200	331,600	354,100	399,000
62	262,600	294,800	332,300	354,800	399,500
63	263,000	295,500	333,000	355,500	400,000
64	263,300	296,100	333,600	356,100	400,500
65	263,600	296,700	334,200	356,800	401,100
66	263,900	297,300	334,900	357,300	401,600
67	264,200	298,000	335,500	357,900	402,200
68	264,500	298,600	336,200	358,600	402,800
69	264,800	299,200	336,800	358,900	403,300
70	265,100	299,800	337,000	359,400	403,800
71	265,400	300,400	337,400	359,800	404,300
72	265,600	301,000	337,900	360,300	404,700
73	265,800	301,600	338,500	360,800	405,000
74	266,100	302,100	339,000	361,300	405,500
75	266,400	302,500	339,500	361,800	405,900
76	266,600	302,900	339,900	362,200	406,300
77	266,900	303,300	340,500	362,500	406,700
78	267,200	303,600	341,000	362,800	407,200
79	267,500	303,800	341,400	363,000	407,600
80	267,700	304,100	341,900	363,300	408,000

	81	267,900	304,400	342,400	363,800	408,400
	82	268,200	304,600	342,700	364,100	408,900
	83	268,500	304,900	342,900	364,400	409,300
	84	268,700	305,200	343,200	364,700	409,700
	85	268,900	305,400	343,600	365,100	410,100
	86		305,600	344,000	365,400	410,600
	87		305,800	344,300	365,700	411,000
	88		306,000	344,600	366,000	411,400
	89		306,400	344,900	366,400	411,800
	90		306,600	345,100	366,700	
	91		306,800	345,500	366,900	
	92		307,000	345,800	367,200	
	93		307,400	346,100	367,500	
	94		307,600	346,400	367,900	
	95		307,800	346,700	368,300	
	96		308,100	346,900	368,700	
	97		308,400	347,100	369,300	
	98		308,600	347,400	369,700	
	99		308,800	347,700	370,100	
	100		309,100	347,900	370,500	
	101		309,400	348,100	371,000	
	102		309,600	348,300		
	103		309,800	348,700		
	104		310,100	348,900		
	105		310,400	349,100		
	106			349,400		
	107			349,800		
	108			350,200		
	109			350,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	229,800	259,500	273,600	300,300

備考 この表は、獣医師、薬剤師、栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、その他市長の定める医療技術員として、その業務に従事する職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	223,100	256,400	296,100	309,700	333,500
	2	225,000	258,500	296,600	310,200	334,500
	3	226,900	260,700	297,100	310,700	335,500
	4	228,600	262,900	297,600	311,200	336,400
	5	230,300	265,100	298,000	311,700	337,400
	6	232,200	266,200	298,500	312,200	338,700
	7	234,000	267,000	299,000	312,800	339,900
	8	235,700	267,900	299,400	313,200	341,100
	9	237,400	268,700	299,900	313,700	342,000
	10	239,300	269,800	300,400	314,200	343,200
	11	241,300	271,000	300,900	314,900	344,300
	12	243,200	271,900	301,400	315,400	345,500
	13	245,000	272,700	301,800	315,800	346,500
	14	247,000	273,400	302,300	316,400	347,600
	15	249,000	274,100	302,700	317,100	348,700
	16	251,000	274,900	303,200	317,700	349,800
	17	253,100	276,000	303,700	318,300	350,900
	18	255,100	276,900	304,100	319,200	352,000
	19	257,200	277,900	304,600	320,100	353,200
	20	259,200	278,800	305,000	321,000	354,300
	21	261,100	279,800	305,600	321,800	355,400
	22	262,400	280,800	306,000	322,700	356,600
	23	263,500	281,700	306,500	323,600	357,700
	24	264,600	282,700	306,900	324,400	358,800
	25	265,700	283,500	307,400	325,200	359,800
	26	266,500	284,500	308,000	326,100	361,100
	27	267,400	285,400	308,700	327,000	362,500
	28	268,200	286,300	309,400	327,900	363,800
	29	269,100	287,300	310,200	328,600	365,000
	30	269,800	288,000	310,900	329,700	366,500
	31	270,500	288,700	311,600	330,800	368,000
	32	271,200	289,400	312,400	331,800	369,500
	33	272,000	290,100	313,100	333,000	370,700
	34	272,600	290,700	313,900	334,000	372,300
	35	273,200	291,200	314,600	335,100	373,700
	36	273,700	291,600	315,400	336,200	375,100
	37	274,400	292,000	316,100	337,300	376,500
	38	275,100	292,600	316,900	338,400	377,500
	39	275,800	293,100	317,700	339,500	378,900
	40	276,500	293,500	318,500	340,700	380,200
	41	277,200	294,000	319,100	341,500	381,500

42	277,800	294,400	320,000	342,600	383,000
43	278,500	294,800	321,000	343,700	384,300
44	279,100	295,300	322,000	344,700	385,600
45	279,900	296,000	322,800	345,600	387,100
46	280,700	296,400	323,800	346,500	388,300
47	281,400	296,800	324,800	347,500	389,400
48	282,000	297,200	325,700	348,500	390,600
49	282,500	297,800	326,600	349,800	391,700
50	283,000	298,200	327,500	351,100	392,600
51	283,400	298,600	328,500	352,300	393,700
52	283,800	299,100	329,600	353,500	394,600
53	284,100	299,700	330,400	354,400	395,200
54	284,600	300,100	331,300	355,600	396,000
55	285,100	300,500	332,300	356,700	396,800
56	285,500	300,900	333,200	358,000	397,600
57	285,900	301,400	334,100	359,000	398,300
58	286,300	302,100	335,000	360,000	399,000
59	286,600	302,800	336,000	361,100	399,700
60	286,900	303,500	336,900	362,300	400,300
61	287,300	304,300	337,900	363,400	400,900
62	287,700	305,200	339,000	364,600	401,500
63	288,100	306,100	340,200	365,800	402,200
64	288,400	306,800	341,400	366,800	402,800
65	288,700	307,500	342,100	367,800	403,500
66	289,100	308,400	343,200	368,800	404,000
67	289,600	309,200	344,300	369,900	404,700
68	289,900	310,000	345,200	371,100	405,200
69	290,300	310,800	346,300	371,900	405,600
70	290,800	311,700	347,000	373,000	406,200
71	291,200	312,600	348,200	374,100	406,600
72	291,500	313,400	349,300	375,100	406,900
73	291,900	314,300	350,400	375,800	407,200
74	292,400	315,100	351,600	376,600	407,700
75	292,900	316,000	352,700	377,400	408,100
76	293,500	316,900	353,800	378,100	408,400
77	294,000	317,800	354,900	378,700	408,700
78	294,500	318,700	356,000	379,200	409,200
79	295,100	319,700	357,000	379,700	409,700
80	295,500	320,600	358,100	380,200	410,100
81	296,000	321,100	359,100	380,800	410,400
82	296,400	321,900	360,100	381,400	410,800
83	296,900	322,800	361,000	381,900	411,300

84	297,400	323,600	362,000	382,400	411,700
85	297,800	324,400	362,900	382,800	412,100
86	298,300	325,300	363,700	383,200	412,500
87	298,800	326,400	364,500	383,800	413,000
88	299,300	327,400	365,300	384,300	413,400
89	299,700	328,300	365,900	384,600	413,800
90	300,200	329,300	366,500	385,100	414,200
91	300,700	330,300	367,100	385,400	414,700
92	301,200	331,300	367,700	385,700	415,100
93	301,700	332,100	368,100	386,300	415,600
94	302,100	332,800	368,500	386,800	416,000
95	302,600	333,500	369,000	387,300	416,500
96	303,200	334,100	369,500	387,800	416,900
97	303,800	334,600	370,000	388,400	417,300
98	304,400	334,900	370,400	388,900	
99	304,900	335,500	370,900	389,400	
100	305,400	336,100	371,300	389,800	
101	305,800	336,500	371,600	390,400	
102	306,300	337,000	372,100	390,900	
103	306,700	337,600	372,400	391,400	
104	307,100	338,100	372,700	391,900	
105	307,500	338,500	373,100	392,600	
106	307,900	339,000	373,600	393,000	
107	308,300	339,500	374,100	393,500	
108	308,600	340,000	374,600	394,000	
109	308,800	340,400	375,100	394,600	
110	309,100	340,700	375,600		
111	309,300	341,000	376,100		
112	309,600	341,300	376,500		
113	309,900	341,600	376,900		
114	310,100	342,000	377,300		
115	310,400	342,300	377,800		
116	310,600	342,600	378,300		
117	310,900	342,800	378,700		
118	311,100	343,100	379,200		
119	311,400	343,400	379,700		
120	311,800	343,600	380,200		
121	312,100	343,800	380,600		
122	312,400	344,100			
123	312,700	344,400			
124	313,000	344,700			

125	313,200	344,900
126	313,400	345,200
127	313,700	345,500
128	314,100	345,700
129	314,300	346,000
130	314,600	346,200
131	314,900	346,500
132	315,300	346,700
133	315,500	347,000
134	315,800	347,400
135	316,100	347,800
136	316,400	348,200
137	316,600	348,500
138	316,900	348,900
139	317,200	349,300
140	317,500	349,700
141	317,700	350,000
142	318,000	350,400
143	318,400	350,700
144	318,700	351,100
145	318,900	351,400
146	319,100	351,800
147	319,400	352,200
148	319,700	352,600
149	319,900	352,900
150	320,100	353,300
151	320,400	353,700
152	320,700	354,100
153	321,100	354,400
154	321,300	
155	321,500	
156	321,800	
157	322,100	
158	322,500	
159	322,800	
160	323,100	
161	323,500	
162	323,800	
163	324,100	
164	324,400	
165	324,800	
166	325,100	

	167	325,400				
	168	325,700				
	169	326,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		250,900	272,000	279,700	290,500	307,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条第1項第1号、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の

給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例を参考に、一般職の職員の給料月額を改定する等所要の改正をしようとするものである。

議案第16号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年久慈市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための防疫作業手当の特例）

3 職員が、高病原性鳥インフルエンザその他の家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病であって市長が定めるものの同条第2項に規定する患畜若しくは同項に規定する疑似患畜又はこれらの死体が所在し、又は所在していた畜舎の敷地又はこれに準ずる区域として市長が定めるものにおいて、当該家畜伝染病のまん延を防止するための措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、当分の間、防疫作業手当を支給する。

4 前項の手当の額は、作業1日につき4,000円の範囲内で市長の定める額とする。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に同項の作業に従事した場合にあっては、当該市長の定める額に100分の25の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための作業に従事した職員に係る防疫作業手当に関する特例措置を講じようとするものである。

議案第17号

久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年久慈市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項ただし書の規定は令和7年12月1日から適用する。

（手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の久慈市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の条例の規定による手当の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例を参考に、久慈市議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

議案第18号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年久慈市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第1号中「100分100」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分80」を「100分の80」に改め、同項第3号中「100分60」を「100分の60」に改め、同項第4号中「100分30」を「100分の30」に改める。

第16条の2第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

県の例を参考に、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、併せて所要の整備をしようとするものである。

議案第19号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成18年久慈市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「1筆又は1棟の基本額300円 以下1筆又は1棟を加えるごとに50円を加算」を「用紙1枚につき300円」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

固定資産課税台帳記載事項証明書に係る交付手数料の改定及び住民基本台帳カードに係る規定の削除をしようとするものである。

議案第20号

久慈市長の在任期間に関する条例を廃止する条例

久慈市長の在任期間に関する条例（平成26年久慈市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月26日から施行する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

所期の目的を達成したため、条例を廃止しようとするものである。

議案第21号

印鑑条例の一部を改正する条例

印鑑条例（平成18年久慈市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの印鑑登録証としての利用）

第8条の2 市長は、登録申請者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けているものから当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、印鑑登録証の交付に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

2 市長は、印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）であつて、個人番号カードの交付を受けているものから印鑑登録証に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、当該印鑑登録証を返納させ、当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

3 前2項の処理を行う場合において、市長は、個人番号カードに記載されている利用者証明用電子証明書（電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用するものとする。

第9条の見出し中「再交付」を「引替交付」に改め、同条第1項中「印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」を「印鑑登録者」に、「き損」を「毀損」に、「再交付」を「引替交付」に改め、同条第2項中「再交付」を「引替交付」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、個人番号カードによる印鑑登録証としての利用を行う印鑑登録者から個人番号カードによる印鑑登録証としての利用を終了する旨の申請があつたときは、個人番号カードを印鑑登録証として利用することを終了するための処理を行い、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証を直接交付する。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第3号又は第5号により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該抹消された者に通知しなければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、第8条の2の規定により個人番号カードを印鑑登録証として利用する場合（印鑑登録者本人の申請に限る。）において準用する。この場合において、市長は、公的個人認証法第38条第1項の規定による利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと及び電子利用者証明（公的個人認証法第2条第2項に規定する電子証明をいう。）が有効であることの確認ができたときは、印鑑登録証明書を交付するものとする。

第16条中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を削り、「に暗証番号その他必要な事項を入力することにより」を「を利用して」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

個人番号カードを印鑑登録証として利用できるようにしようとするものである。

議案第22号

へき地保育所条例の一部を改正する条例

へき地保育所条例（平成18年久慈市条例第100号）の一部を次のように改正する。

第1条の表久慈市立来内保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

久慈市立来内保育園を廃止しようとするものである。

議案第23号

下水道条例及び久慈市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(下水道条例の一部改正)

第1条 下水道条例(平成18年久慈市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「工事は」の次に「、次に掲げる工事を除き」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 市長が施行する工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(久慈市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 久慈市水道事業給水条例(平成18年久慈市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(次項においてこれらの者を「他の市町村長等」と総称する。)が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

災害その他非常の場合において、市長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者等が排水設備等の工事又は給水装置工事を行うことができる特例を設けようとするものである。

議案第24号

久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

令和6年12月20日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 受注者 住所 久慈市八日町一丁目20番地
氏名 株式会社新田組
代表取締役社長 新田 裕介

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	1,780,900,000円	1,832,930,000円

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一

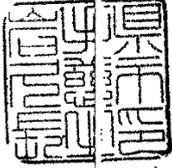
提案理由

久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事の請負変更契約を締結しようとするものである。



建設工事請負変更契約書

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築主体工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 契約変更の内容
 - (1) 変更による設計内容等
別添設計図書のとおり
 - (2) 変更による工事完成期限
令和9年2月26日
 - (3) 変更による請負代金の増減額
増額金 52,030,000円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 4,730,000円)
 - (4) 追納保証金
なし
 - (5) 変更による各会計年度における支払限度額及び出来高予定額
別紙のとおり



令和6年12月20日付けをもって発注者と受注者との間で締結した契約の一部につき、上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

なお、この契約は、議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

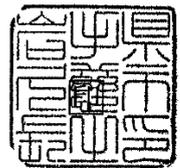
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月26日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

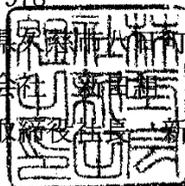


登録番号 T9400001007978

受注者 住所 岩手県久慈市旭町一丁目20番地

株式会社

氏名 代表取締役社長 田 裕介



議案第25号

過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域持続的発展計画を定めることに関し議決を求めることについて

過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域持続的発展計画を別記のとおり策定したので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画を定めようとするものである。

久慈市過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年 月策定
岩手県久慈市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	久慈市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	6
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	7
(2)	その対策	7
(3)	計画	7
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	9
(3)	計画	11
(4)	産業振興促進事項	12
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	12
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	14
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計画	16
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	16
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	19
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	21
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	計画	22

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	26
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	28
(3) 計画	28
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	31

1 基本的な事項

(1) 久慈市の概況

久慈市は岩手県北東部に位置し、東側は太平洋に面し海岸段丘が続いており、海岸部は三陸復興国立公園に指定されている。西側は、標高1,000m級の山嶺を有する北上高地の北端に位置し、東流する久慈川・長内川などの河川による開析で急峻な峡谷が形成されている。

気象は、太平洋に面していることもあり、海洋性気候の影響を受ける。夏期は、ヤマセ（偏東風）の影響を受けることが多く比較的冷涼な気候で、冬期は比較的温暖であるが北西の季節風が強く、春先にはフェーン現象も見られる。年間降水量は1,000から1,500mm程度と県内でも比較的少なく、全体的に降雪量も少ないが、西側の山間部では多雪地区もあり春先の大雪や晩霜により農作物への被害を受けることがある。

久慈市は古くから琥珀の産地として知られ、産出する琥珀は装飾品などとして遠く近畿地方の遺跡からも出土している。江戸時代には、八戸藩と盛岡藩の境界に位置し、たたら製鉄や馬産が盛んで、海産物などとともに主要な産品となっている。明治に入ると、九戸県、八戸県、江刺県、盛岡県と変転し、明治5年に岩手県の所属となった。明治22年4月の町村制施行に伴い、南九戸郡に所属する久慈町、長内村、大川目村、夏井村、山根村、宇部村及び山形村と、北九戸郡に所属する侍浜村が誕生し、昭和29年に長内町（長内村が昭和27年町制施行）など2町5村が合併して旧久慈市が誕生した。平成18年3月6日に旧久慈市と旧山形村が合併し新たな久慈市となった。

交通インフラは、主要な幹線道路として一般国道45号、281号、395号、八戸久慈自動車道及び三陸北縦貫道路があり、県庁所在地である盛岡市まで約110kmの距離にある。公共交通は、JRバス及び岩手県北バスが久慈盛岡間を連絡しており、南北に走るJR八戸線及び三陸鉄道リアス線とともに市民の通勤・通学等に利用されている。

産業構造は、令和2年では第三次産業の就業人口の割合が61.8%と最も高く、次いで第二次産業が28.7%、第一次産業が9.5%となっている。

過疎法で公示された旧市町村は、山形町（旧山形村）区域が対象地域となっている。山形町は市の西部に位置し、北は軽米町、洋野町、西は九戸村、南は岩泉町、葛巻町の5町村に接している。西側には標高1,000m級の山々が連なり、地域の70%が標高400m以上の高地、さらにその86%が傾斜度20度以上の急傾斜地となっている。

山形町では、昭和45年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和55年施行の過疎地域振興特別措置法、平成2年施行の過疎地域活性化特別措置法、平成12年施行の過疎地域自立促進特別措置法及び令和3年施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、過疎地域の指定を受け、計画に基づき社会資本の整備や産業振興など過疎対策事業に取り組んできた。これらの対策の結果、住民福祉は着実な向上がみられたが、依然として人口減少に歯止めがかからず、過疎化及び少子高齢化が進展している状況にある。

山形町の主要産業は農林業であるが、高齢化や後継者不足等の課題を抱えており、第一次産業の就業人口比率は昭和55年の56.0%から令和2年は33.7%に低下している。このため、生産・流通体制の強化や基盤整備、新たな経営方式の導入等により生産性

や収益性の向上を図り、新たな担い手の育成に努めていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

山形町の人口は昭和35年の7,311人をピークに、高度経済成長や燃料革命による木炭産業の衰退、さらには雇用機会に恵まれないことなどを理由に都市部への流出が続き、令和2年には2,213人と69.7%の減少となっている。昭和55年と比較すると、特に0歳～14歳が85.7%減少する一方で、65歳以上は193.2%増加し、高齢者比率は11.3%から46.0%へと上昇している。また、令和7年9月30日現在の住民基本台帳人口は、高齢者の割合が50.5%となり、限界集落（高齢者の人口が50%を超える集落）に該当する地域になっている。

就業人口は昭和55年の2,330人から令和2年には1,082人となり53.6%の減少となっている。産業別人口比率は第三次産業が40.3%、第一次産業の就業人口が33.7%、第二次産業が26.0%の順となっている。市全域と比較すると農林業を含む第一次産業の割合が大きいものの、昭和55年の56.0%からは比率を減じている。

表1-1(1)-①人口の推移（国勢調査）【山形町】

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,670	人 4,015	% △ 14.0	人 3,132	% △ 22.0	人 2,525	% △ 19.4	人 2,213	% △ 12.4
0歳～14歳	1,178	789	△ 33.0	367	△ 53.5	235	△ 36.0	169	△ 28.1
15歳～64歳	2,965	2,532	△ 14.6	1,688	△ 33.3	1,272	△ 24.6	1,026	△ 19.3
うち15歳～29歳(a)	876	582	△ 33.6	374	△ 35.7	214	△ 42.8	151	△ 29.4
65歳以上(b)	527	694	31.7	1,077	55.2	1,018	△5.5	1,018	0
(a)/総数 若年者比率	% 18.8	% 14.5	-	% 11.9	-	% 8.5	-	% 6.8	-
(b)/総数 高齢者比率	% 11.3	% 17.3	-	% 34.4	-	% 40.3	-	% 46.0	-

表1-1(1)-②人口の推移（国勢調査）【市全域】

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,683	人 42,758	% △ 2.1	人 39,141	% △ 8.5	人 35,642	% △ 8.9	人 33,043	% △ 7.3
0歳～14歳	11,637	9,282	△ 20.2	6,165	△ 33.6	4,505	△ 26.9	3,697	△ 17.9
15歳～64歳	27,937	27,930	△ 0.03	23,686	△ 15.2	20,544	△ 13.3	17,697	△ 13.9
うち15歳～29歳(a)	9,353	7,827	△ 16.3	5,651	△ 27.8	4,229	△ 25.2	3,404	△ 19.5
65歳以上(b)	4,109	5,546	35.0	9,290	67.5	10,527	13.3	11,006	4.6
(a)/総数 若年者比率	% 21.4	% 18.3	-	% 14.4	-	% 11.9	-	% 10.3	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.4	% 13.0	-	% 23.7	-	% 29.5	-	% 33.3	-

表1-1(2)-①人口の見通し（人口ビジョン）

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)	R32(2050)
山形町	2,213人	1,924人	1,687人	1,472人	1,280人	1,099人	929人
全域	33,043人	29,642人	27,134人	24,707人	22,403人	20,136人	17,896人

表1-1(2)-②人口の見通し（人口ビジョン）

久慈市独自設定による将来人口推計

	R2(2020)	R7(2025)	R12(2030)	R17(2035)	R22(2040)	R27(2045)	R32(2050)
山形町	2,213人	1,882人	1,632人	1,428人	1,229人	1,051人	901人
全域	33,043人	29,592人	27,137人	25,156人	22,940人	20,756人	18,566人

表1-1(3)-①産業別人口の動向（国勢調査）【山形町】

区分	単位	昭和55年	平成2年	平成17年	平成27年	令和2年
総数	人	2,330	1,978	1,559	1,243	1,082
増減率	%	-	△ 15.1	△ 21.2	△ 20.3	△ 13.0
就業人口比率						
第一次産業	%	56.0	49.9	38.8	37.6	33.7
第二次産業	%	20.1	23.7	25.1	25.2	26.0
第三次産業	%	23.9	26.4	36.1	37.2	40.3

表1-1(3)-②産業別人口の動向（国勢調査）【市全域】

区分	単位	昭和55年	平成2年	平成17年	平成27年	令和2年
総数	人	19,756	20,158	17,962	17,134	16,181
増減率	%	-	2.0	△ 10.9	△ 4.6	△ 5.6
就業人口比率						
第一次産業	%	25.2	19.2	12.0	9.4	9.5
第二次産業	%	31.8	34.7	29.0	28.4	28.7
第三次産業	%	43.0	46.1	59.0	62.2	61.8

(3) 行財政の状況

平成18年の市村合併後、山形町には山形総合支所を置き地域の総合窓口を担うほか、本庁各部局との連携を図りながら、多様化する行政需要に応えられる体制づくりに努めている。近年、行政に対するニーズは高度化・複雑化し、価値観やライフスタイルの多様化によりその傾向は一層強まることが予想される一方、人口減少や少子高齢化により行財政負担の軽減・効率化が求められている。このことから、全庁的に利用可能なシステムの構築やICT技術の活用推進により、業務の効率化と行政サービスの向上に努めている。

令和2年度の久慈市の財政状況は、財政力指数0.42、経常収支比率88.6%、実質公債費比率は13.6%、将来負担比率は120.8%となっている。財政の健全化を図るため、債権管理体制の強化、市有財産の有効活用、ふるさと納税の取り組み拡大などにより新たな自主財源の確保に努めるとともに、予算の編成にあっては、最小経費で最大の効果を発揮することを徹底し、選択と集中による投資を進め、市債の発行を抑制することで次世代の負担を減らすなど、将来にわたって持続可能な行財政構造を構築し、健全な財政運営に努める必要がある。

表1-2(1) 財政の状況（地方財政状況調）

（単位：千円）

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	20,181,460	26,507,852	29,721,958
一般財源	12,870,550	13,878,128	13,906,633
国庫支出金	2,656,824	4,158,738	7,739,457
県支出金	1,837,001	2,111,045	2,108,573
地方債	1,064,417	835,800	1,785,167
うち過疎債	71,100	105,200	117,000
その他	1,752,668	5,524,141	4,182,128
歳出総額 B	19,486,302	24,713,996	27,409,483
義務的経費	9,316,886	9,748,453	10,036,142
投資的経費	2,804,378	6,525,700	3,571,598
うち普通建設事業	2,642,006	5,127,947	2,173,776

その他	7,365,038	8,439,843	13,801,743
過疎対策事業費	357,434	408,198	192,240
歳入歳出差引額 C (A - B)	695,158	1,793,856	2,312,475
翌年度へ繰越すべき財源 D	124,838	873,597	977,540
実質収支 C - D	570,320	920,259	1,334,935
財政力指数	0.39	0.4	0.42
公債費負担比率	19.4 %	16.6 %	14.9 %
実質公債費比率	15.8 %	14.2 %	13.6 %
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	80.2 %	91.9 %	88.6 %
将来負担比率	167.2 %	134.2 %	120.8 %
地方債現在高	27,173,259	25,216,383	22,101,992

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	単位	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市道						
改良率	%	60.3	56.6	68.3	58.1	60.5
舗装率	%	31.7	43.4	55.7	57.0	59.4
農道						
延長	m	26,986	15,357	16,117	17,152	27,132
耕地 1ha 当り農道延長	m	32.4	18.5	13.0	-	-
林道						
延長	m	78,787	91,018	105,243	200,021	201,329
林野 1ha 当り林道延長	m	9.9	7.5	6.5	13.0	14.7
水道普及率	%	51.5	50.1	49.4	93.0	95.0
水洗化率	%	-	-	-	30.8	48.8
人口千人当り病床数	床	3.8	4.5	5.3	18.2	19.6

※昭和55年度末～平成12年度末は旧山形村、平成22年度末以降は久慈市全域の状況

(4) 地域の持続的発展の基本方針

行政と市民が一体となり、住み慣れた地域で快適な生活を享受でき、活力と笑顔あふれる久慈市を創造するため、まちづくりの基本理念を「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち 久慈」と定めている。

この理念に基づき、地域を支える人材の育成・確保、地域の有する歴史的・文化的・自然的な資源の継承、生活の基盤となる社会資本整備や雇用の確保などの取組に

より地域の魅力を高め、地域社会を持続可能なものとしていくため、久慈市総合計画に基づき、かつ住民が参画し策定する地域の将来ビジョンとの整合を図りながら長期的、中期的視点のもと総合的に施策を推進していくものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

●人口に関する目標

人口減少の抑制を図ることとし、人口に関する目標を次のとおり設定する。

	令和7年度（基準値）	令和12年度	減少率
山形町の人口	1,848人	1,632人	11.7%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組みは、久慈市総合計画の進捗管理と併せて毎年度ヒアリング等を実施し、PDCAに基づく効果検証等を実施する。また、毎年度実施する市民アンケートにより、分野別の施策に係る満足度の確認を図ることとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

久慈市公共施設等総合管理計画（平成27年8月）では、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととしており、本計画における各種取組の推進に際しては、同計画で示された方針と整合を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

山形町では長年、東京の消費者団体である「大地を守る会」に短角牛の産直方式による出荷を実施しており、昭和58年から生産者と流通担当者、消費者の交流活動を継続して行っている。また、体験型観光を推進しており、体験学習や農家民泊等の設備や体制を整備して修学旅行等の受け入れを行い、交流人口の拡大を図ってきた。

地域の持続的な発展に向けては、地域を担う人材を育成し魅力ある地域づくりを進めるとともに、これまでの交流活動を端緒とした定住人口の拡大を図るため、移住やUターン希望者に対する支援策の拡充や、移住定住希望者が一定期間滞在できるお試し暮らし住宅の活用等を図る必要がある。

(2) その対策

- ・都市と農村の共生交流に向けた各種交流活動等の推進
- ・体験型観光の推進
- ・闘牛文化の保存・継承による交流人口拡大と地域活性化の推進
- ・地域を担う人材の育成、魅力ある地域づくりの推進

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(2)地域間交流の促進	農家民泊整備推進事業	久慈市
		体験学習等受入促進事業	久慈市
	過疎地域持続的発展特 別事業		
	2 地域間交流の 促進	山村体験型交流事業	任意団体
	5 基金積立て	過疎地域持続的発展特別事業基金積立 事業	久慈市

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

山形町における農業従事者数は減少しており、耕作面積も減少傾向にある。耕地は山間に点在し、経営耕地面積1ha未満の小規模零細経営の農家が過半数を占めている。少ない耕地を活用した土地集約型農業の推進を図るべく、昭和57年度より夏季冷涼な気象条件を活用したパイプハウスによるハウレンソウ栽培を推進し、平成10年度に販売額約3億円を達成するなどの成果を得たが、近年は高齢化等により農家数が減少しており担い手の確保も課題となっている。

畜産を取り巻く情勢は、飼養農家の高齢化や後継者不足が深刻化する中、飼料や資材価格の高止まり等により先行きが不透明な状況におかれている。一方で、消費者の食に対する関心の高まりから「良質で安全・安心な畜産物」の生産が求められており、日本短角種を国産飼料を中心に肥育したブランド牛である「山形村短角牛」は、東京の消費者団体である「大地を守る会」に産直方式で出荷するなど「安全・安心・ヘルシー」な牛肉として一定の評価を獲得している。しかし、繁殖農家の減少や黒毛和種への転換等の影響を受け、肥育素牛の確保が困難となってきていることから、農家内一貫生産を推進するための規模拡大・施設整備等が必要となっている。黒毛和種については、飼養農家は減少傾向であるが、飼養頭数は横ばいの状況にあり、飼養管理技術の向上や優良雌牛の確保、生産基盤の整備が課題となっている。中小家畜については、各種疾病の発生を防止する衛生管理対策の徹底が課題である。

酪農については、飼料・生産資材の高騰が経営に大きく影響することから、乳量・乳成分の向上対策や自給粗飼料確保対策によるコストの低減や省力化の推進が課題である。

担い手の育成には生産性や収益性の改善が必要であり、地域の特性に即した農林業の振興を図るため、生産基盤の強化、特産物の開発、流通・消費の増進、鳥獣被害の防止、観光業との連携等の取組を推進する必要がある。

②林業

林業は木材価格の低迷、林業従事者の減少及び高齢化など林業を取り巻く情勢は厳しい状況が続いている。森林の荒廃が懸念されており、施業の集約化、高性能機械の導入等によって、効率的な森林経営を図る必要がある。また、森林は二酸化炭素の吸収、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化機能などの公益的機能を有しており、適切な森林整備、治山事業などの推進が必要である。

かつて日本一の生産量を誇った山形地域の木炭生産は、燃料革命により一時衰退したが、近年、木炭の持つ様々な用途が見直され業務用、レジャー用など従来の燃料としての用途のほか、土壌改良材、床下調湿材、水質浄化剤などの新用途での利用が増加しており、岩手県北部の市町村や(一社)岩手県木炭協会などと「日本一の炭の里づくり構想推進協議会」を組織し、販路拡大に向け取組を進めている。

③地場産業

山形町の商業の状況は、購買力が町域外に流失する傾向にあり、地域内消費力に乏しい状況であり、商業施設の維持には、購買力の流出に歯止めをかけるとともに、町域外の購買力を取り込むことも必要である。短角牛、ハウレンソウ及び木炭など資源を活かした特産品の開発、新分野開拓の足掛かりとなる起業家への支援等を行い商業振興を図るとともに、県及び周辺市町村等と連携した産業振興施策、販売・流通拠点として令和5年4月に新たに整備された広域道の駅「いわて北三陸」の利用促進と施設の維持補修に努める必要がある。

平成6年の第三セクター「(有)総合農舎山形村」設立、平成9年の縫製業事業所の誘致等、地域資源を活用した雇用機会の創出に取り組んできたが、若者を中心とした雇用の受け皿としては十分な状況ではない。引き続き、地域の特性と資源を活用できる企業誘致や人材育成、先進技術導入、産業間連携等に取り組んでいく必要がある。

④観光業

山形町の代表的な観光資源としては、日本一の白樺美林とレンゲツツジが群生する平庭高原、鍾乳洞として希少価値のある内間木洞があげられる。

平庭高原については、センターハウス平庭山荘を中心とした宿泊施設、パークゴルフ場やスキー場などのレクリエーション施設、入浴施設である平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（「エコパーク平庭高原（仮称）」整備事業により設置）などが整備されている。しかし、スキー人口減少による冬季利用者の減少等がみられるため、自然景観や東北唯一の闘牛大会等の観光資源の活用を努め、オールシーズン観光客を誘致できる体制づくりが必要である。また、老朽化が進んでいる施設や設備の改修や修繕とあわせて、高齢化して倒木が目立ってきているシラカバの再生やレンゲツツジ群落の環境整備が課題となっている。

内間木洞は、周辺施設を含め、教育旅行などによる体験プログラムを実施するフィールドとなっている。施設整備及び洞内の一般観光客への開放に向けた体制づくりが課題であり、洞内の一般開放については、洞内に生息する希少動物への影響や県の天然記念物の指定を受けていることから、調整を図りながら進める必要がある。

観光事業については、短角牛を主とした産直事業や体験学習事業、農家民泊の受け入れなどを通じた交流の推進により、交流人口の増加を図り、地域住民自らが地域の特性を生かした経済の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

①農業

- ・地域資源の発掘・活用に向けた産学連携の促進
- ・就農支援メニューの充実
- ・認定農業者や新規就農者、集落営農組織などの担い手の確保・育成
- ・担い手への農用地の集積・集約化
- ・農業生産基盤の整備により、規模拡大及び低コスト生産の推進
- ・耕種農家と畜産農家の連携による、粗飼料生産の増産
- ・6次産業化等の取り組み啓発と対象の掘り起こし

- ・草地の基盤整備の推進や牧野経営の安定化対策の推進
- ・家畜導入事業の推進
- ・肉用牛振興対策事業の推進
- ・優良乳用雌牛の確保
- ・肉用牛農家内一貫生産体制の確立並びに施設整備
- ・パイプハウス、簡易予冷库等の整備による雨よけハウレンソウの振興
- ・ハウレンソウ遊休ハウスの活用
- ・新作目の選定による産地化の推進
- ・施設整備による菌床しいたけの生産振興
- ・施設整備・機械導入による規模拡大の支援
- ・日本型直接支払制度を活用した地域ぐるみの共同活動の推進
- ・有害鳥獣による農作物被害の軽減

②林業

- ・林道事業による基盤整備の推進
- ・「日本一の炭の里づくり」構想の推進
- ・造林や間伐等保育の推進
- ・県営治山事業の促進
- ・しいたけ・木炭等特用林産物の振興
- ・間伐材の有効活用の推進
- ・林業労働担い手確保対策の推進
- ・いわて環境の森整備事業の促進

③地場産業

- ・県及び周辺市町村等と連携した産業振興施策の実施
- ・ふるさと物産センター、戸呂町産直施設等を核とした商業の振興
- ・制度資金活用による小売店等の活性化対策などの支援対策の推進
- ・地域商店街の活性化支援
- ・県との連携のもと、地域特性や農林産品等の地域資源を活用できる企業の誘致
- ・企業の立地に必要とされる環境の整備及び各種優遇制度の充実
- ・広域道の駅（道の駅「いわて北三陸」）による産業振興及び交流人口の拡大による地域活性化の推進

④観光業

- ・周辺地域の観光施設と連携したルート化の推進
- ・計画的な施設・設備の改修及び修繕の実施
- ・良好な自然景観の確保
- ・「エコパーク平庭高原（仮称）」の推進
- ・内間木洞周辺の環境整備による周年観光の促進

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備		
	農業	多面的機能支払交付金	久慈市
		中山間地域等直接支払交付金	久慈市
		地域農業計画実践支援事業	生産組合
	林業	特用林産新規参入支援事業	生産組合等
	(4)地場産業の振興		
	生産施設	木炭生産施設整備事業費補助金	生産組合等
		短角牛生産基盤等整備事業	久慈市
	流通販売施設	広域道の駅維持補修事業	久慈市
		戸呂町産直館改修事業	久慈市
		商工施設改修事業	久慈市
	(9)観光又はレクリエーション	平庭高原施設整備事業	久慈市
		内間木野外施設等整備事業	久慈市
	(10)その他	日本一の炭の里づくり構想推進協議会負担金	久慈市
	有害鳥獣防除対策事業費補助金	任意団体	

	過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣捕獲事務事業	久慈市
	1 第一次産業	日本短角種増頭対策事業	生産部会
		優良種雄牛利用促進対策事業	農協等
	3 観光	短角牛振興事業	久慈市
		闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金	任意団体
		山形町商店街活性化事業費補助金	商工会議所
		観光・交流イベント開催事業	任意団体等
	9 基金積立て	過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
山形町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。なお、産業振興施策の実施については県及び周辺市町村との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）

（第4章 6レクリエーション・観光施設）

レクリエーション・観光施設は、利用者数と維持・更新費用、地域への波及効果を総合的に勘案し、存続の要否を検討するとともに、民間や地域を巻き込んだ本市の活性化を実現する観点から、施設のあり方を見直していきます。

（第4章 7産業系施設）

久慈職業訓練センターは、老朽化が進行している状況にあることから、必要な改修

を行いながら、適切に管理する必要があります。

その他産業施設については、市内産業のインフラとしての機能を果たしているものもありますが、施設の老朽化が進んでいることから、既存施設への機能移転・複合化を検討します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成26年度に実施したブロードバンド基盤整備により、住民が主体的に情報の受発信ができる利用環境が整ったことから、今後は、平時及び災害時における情報アクセシビリティの確保に向けた携帯電話通信網の不感地域解消に継続して取り組んでいく必要がある。

また、住民生活の向上、産業の振興、物流、医療、教育等の各分野における情報通信技術の活用を進めるため、活用促進に資する基盤の整備やスキルの習得支援等を図る必要がある。

(2) その対策

- ・先進技術・情報技術等の活用基盤の整備及び維持
- ・携帯電話の不感地域の解消促進

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路の整備（国・県道）

山形町の幹線交通網としては、地域を縦断している国道281号、川井、日野沢地区から九戸村を経て一戸町に通じる主要地方道一戸山形線、平庭高原から関、小国地区、山根町を経て野田村に通じる主要地方道野田山形線、戸呂町地区から軽米町を経て東北縦貫自動車道八戸線九戸ICに通じる主要地方道戸呂町軽米線、荷軽部地区から九戸村に通じる一般県道戸田荷軽部線、日野沢・戸呂町地区から洋野町に通じる一般県道大野山形線がある。

国道281号については、川井バイパスの整備や拡幅などの整備が進んだが一部区間の線形改良や平庭高原の難所解消のためのトンネル整備が課題である。

主要地方道一戸山形線、主要地方道戸呂町軽米線については、2車線で整備済みであるが、部分的に線形改良や歩道などの整備が課題であり、主要地方道野田山形線については関～平庭間が現道舗装で幅員も狭く、急カーブ、急勾配であり線形改良等の整備が課題である。

一般県道戸田荷軽部線及び一般県道大野山形線については、一部区間が2車線で整備済みであるが、残りの区間の改良・整備が課題である。

②道路の整備（市道）

広域的基幹道路としての市道川井関線、市道平庭線は、国道と県道を結ぶなど極めて重要な路線である。

③生活道路の整備

日常生活を支える生活道路としての市道等整備についても、今後、利用度の高い道路を優先的に整備していく必要がある。

林道についても、生活道路としての機能を有する路線もあり、整備が必要である。

また、除雪機械の計画的な更新やオペレーターの確保が必要である。

④交通手段の確保

バス路線などの公共交通は、地域住民の暮らしに密着したものであり、特にも、自家用車を持たない高齢者や児童・生徒にとっては、通院や通学など日常生活に不可欠な生活基盤である。

JRバス盛岡久慈線の白樺号は久慈盛岡間のバス路線として、久慈市街または盛岡方面への唯一の路線として地域住民にとって重要な交通手段となっているが、登下校に合った時刻での運行は難しい状況である。このため、久慈市街に向けて登下校時間帯を補完する市民バスの運行を実施しており、引き続き山形町内の児童・生徒たちが高等教育を受ける機会を確保するため、通学に係る交通手段の確保が必要である。

(2) その対策

①道路の整備（国・県道）

- ・国道281号の整備促進
- ・主要地方道、一般県道の整備促進

②道路の整備（市道）

- ・幹線道路としての市道川井関線、市道平庭線の整備促進

③生活道路の整備

- ・日常生活を支える生活道路としての市道等の整備、橋りょう補修の整備促進
- ・除雪機械の計画的な更新及びオペレーターの確保
- ・林道及び林道橋りょうの整備促進

④交通手段の確保

- ・通学を支援するバスの運行

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道		
	道路	市道改良舗装事業	久慈市
		市道整備補修事業	久慈市
	橋りょう	市道橋りょう補修事業	久慈市
	(3)林道	林道整備事業	久慈市
		林道橋りょう補修事業	久慈市
	(8)道路整備機械等	建設機械更新事業	久慈市
過疎地域持続的発展特 別事業			
	1 公共交通	路線バス運行（陸中山形～久慈駅間）	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）
（第4章 20道路）

今後も市道の整備は、本市の財政状況を踏まえ、緊急性や重要性等を勘案して整備を行っていくこととします。また、既存の市道については、地域・沿道の利用状況等も踏まえて、維持・修繕や今後の方針を検討します。

維持管理については、トータルコストの縮減を目指して、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

(第4章 21橋りょう)

橋りょうについては、5年に1回の頻度で近接目視による点検を行い、健全性を評価し、緊急性や重要性等を勘案して、本市の財政状況を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取り組みを行い、橋りょうの長寿命化を図るとともに、道路利用者の安全確保等に努めてまいります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道

水道は、老朽化した川井、関、小国地区の簡易水道施設を統合・整備する簡易水道統合整備事業が令和元年度に完了したことから、引き続き、平時及び災害時の水の安定供給を確保するため水道設備の適切な維持管理を図る必要がある。

②生活排水処理

水質汚濁につながる生活雑排水の処理は、集落が散在していることから集落排水事業を実施することが困難であり、浄化槽の整備を推進する必要がある。

③廃棄物処理

ごみ処理及びし尿処理は久慈広域連合が行っており、ごみ処理施設については、ごみの排出抑制と資源リサイクルに配慮しながら、施設の延命化対策を講じる必要がある。また、他地区との統合（広域化計画）を含め、新たな施設整備を検討する必要がある。し尿処理施設については老朽に伴い、久慈広域連合が新施設の整備を進めており、遅滞なく供用開始される必要がある。

④消防

非常備消防は、団員の高齢化と確保が課題となっている。施設については、公設消火栓が88ヵ所整備されている。防火水槽は林野用を含め97基整備され、水利基準による充足率は約104%となっており、適切な維持管理を行う必要がある。消防車両については、老朽化車両の更新等を計画的に推進する必要がある。

⑤公営住宅

久慈市住宅マスタープラン（令和3年3月）及び久慈市公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）に基づく適切な維持・管理を図る必要がある。

(2) その対策

①水道

- ・水道設備の適切な維持管理

②生活排水処理

- ・浄化槽の設置の促進

③廃棄物処理

- ・廃棄物の不法投棄防止のための監視体制強化及び適正処理の啓蒙普及活動の推進

④消防

- ・団員の高齢化対策
- ・消防水利の維持管理
- ・消防自動車の更新

⑤公営住宅

・計画に基づいた住宅整備の推進

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の 整備	(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第4章 16消防施設)

消防施設は、市民の安全を確保する観点から、計画的な建替えを実施し、消防力の維持に努めていきます。

人口減少や少子高齢化、雇用環境の変化等により団員の減少など、消防団としての組織再編も検討し、これに応じた消防施設の適正配置を進めます。

(第4章 17公営住宅)

人口の減少見通しも踏まえ、老朽化が進んでいる住宅の更新を慎重に検討します。また教員住宅については、廃校となった学校の教員住宅の在り方を検討し、総量の適正化を進めます。

(第4章 22上水道)

水道は市民生活に直結する重要なインフラであり、水道水の安定的な供給を図るべく、アセットマネジメントを実践し、適切な施設管理を行います。また、施設の更新にあたっては、水需要の予測から適正な規模・時期での更新とし、併せて施設の耐震化を図り、コストの縮減に努めます。

日々の管理については、トータルコストの縮減のため、定期的な施設の点検・修繕を実施し、水道水の安定供給に努めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者等

山形町における高齢化率は令和2年国勢調査で46.0%となっており、市全域の33.3%と比較してもより高齢化が進んでいる。

地域包括支援センターにおいて、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、心身の健康保持、生活の安定のための介護予防の取組みや地域包括ケアを推進するとともに、ふれあいサロン等への支援や地域全体で支える仕組みづくりを進めることで、高齢者が健康で自立した生活を送れる環境を整備していく必要がある。

また、要介護高齢者や重度身体障害者の自立や在宅福祉の向上、介護負担の軽減等を図るため、住宅のバリアフリー改修への補助等を進める必要がある。

老人福祉センターにおいては、建設から30年以上が経過していることから、必要な改修等を計画的に実施しながら適切な維持管理に努め、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援する必要がある。

② 子育て

山形町の令和2年までの15年間の人口減少率29.3%に対し、15歳未満の減少率は54.0%となっており、少子化の進展が人口減少の一因となっている。子どもの成長段階に応じた切れ目ない子育て支援策の提供を推進するとともに、保育体制の確保を図り、子育てをしやすい環境づくりを進めることが必要である。

(2) その対策

- ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- ・介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる環境づくりの推進
- ・高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業の推進
- ・ふれあいサロンの支援
- ・子育て支援施設の運営

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び推進	(1)児童福祉施設 児童館	かわい児童館改修事業	久慈市
	(3)高齢者福祉施設 老人福祉センター	山形老人福祉センター改修事業	久慈市

(9)その他	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業（住宅改修補助）	久慈市
	緊急通報体制支援事業	久慈市
	高齢者補聴器購入助成事業	久慈市
	ふれあいサロン事業費補助金	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）

（第4章 10 幼保・こども園）

運営中の保育所等は、乳幼児が日常的に使用する施設であることも考慮し、適切な維持管理を実施し、安全確保に努めます。

また、保育所等の運営コスト面や集団保育のニーズなどを踏まえながら、今後の公立保育所等の施設運営や施設の在り方について検討を行います。

（第4章 12 高齢者福祉施設）

山形老人福祉センターは、建設から30年以上が経過し、老朽化が進行していることから、必要な維持管理を行いながら、今後は利用実態を踏まえた施設の在り方について検討します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

山形診療所は、山形町唯一の医療機関であり、地域医療施設としての役割を果たしているが、設備の老朽化が進んでいる。

地域の持続的な発展のためには、住民が安心・安全に医療を受けられる環境の確保が不可欠であり、今後も継続して医療提供体制の確保に努めていく必要がある。

(2) その対策

- ・診療所施設及び設備の整備・更新

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	山形診療所受変電設備整備事業	久慈市
		山形診療所医療用機械整備事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋)

(第4章 14医療施設)

施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のため、計画的な維持・補修を実施します。

また、施設の更新にあたっては、地区の他施設の改修等に合わせ、統合・移転も視野に検討が必要です。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

令和7年5月現在の山形町の小学校数は2校で児童数44人、中学校は山形中学校1校で生徒数33人となっている。高等学校は、岩手県立久慈高等学校山形校が平成21年度末で閉校し、市内中心部に所在する岩手県立久慈高等学校へ統合された。

教育環境の整備については、児童生徒数の減少が著しいことから「小中学校の適正配置に関する基本方針」に基づき、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一としつつ、地域コミュニティとの関わりなども含め総合的な見地に立ち統合を進めている。学校再編に伴い、市営スクールバスの運行により児童生徒数に応じた遠距離通学支援を実施しており、スクールバスの整備等が必要となる。

小中学校校舎、屋内運動場をはじめとする老朽化した学校施設については、計画的に改築を検討する必要がある。教員住宅については適切な維持管理に努め、老朽化した住宅の解体等を計画的に実施していく必要がある。

また、合併以前から中高生などの海外派遣事業を継続しており、引き続き次世代を担う豊かな人材の育成に努める必要がある。

社会教育は、未来を担う人材を育成する基盤であるとともに、充足感や心の豊かさ、新たな地域づくりへの活力につながるものであり、生涯にわたり学びの機会を得て、その成果を活かすことのできる生涯学習社会を目指し、社会教育及び体育関連施設の維持・管理や学習機会の確保を図っていく必要がある。

また、主体的な学習を進めるためには、多様な情報に触れることができる環境が不可欠であり、利用可能な図書資料等の充実やアクセス手段の整備等を図り、情報アクセシビリティの確保に努めていく必要がある。

(2) その対策

- ・小中学校校舎及び屋内運動場の整備
- ・教員住宅の維持管理
- ・運動場の整備
- ・遠距離通学支援
- ・中高生海外派遣研修事業
- ・児童生徒の主体的な学びを実現できる学習環境の整備
- ・生涯学習体制の整備
- ・社会教育関係団体の育成と活動の支援
- ・類似公民館等との連携体制の整備
- ・図書資料等の充実
- ・体育施設の整備充実
- ・集会施設の整備

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設		
	校舎	山形小学校施設改修事業	久慈市
		山形中学校施設改修事業	久慈市
	スクールバス・ポ ート	スクールバス整備事業	久慈市
	給食施設	給食車整備事業	久慈市
	(3)集会施設、体育施設等		
	集会施設	地域農村センター改修事業	久慈市
	体育施設	山形 B&G 海洋センター施設補修事 業	久慈市
		山形 B&G 海洋センター施設改修事 業	久慈市
		市民体育館改修事業	久慈市
		屋内ゲートボール場屋根改修事業	久慈市
(5)その他	中高生海外派遣研修事業	派遣団	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）
（第4章 1 集会施設）

市民センターは、利用率の向上を図るとともに、今後の更新にあたっては、利用者数を適切に踏まえた規模へ見直し、他施設が有している機能との集約化を検討します。

その他の集会施設は、指定管理期間においては、必要な維持補修を実施しながら、集会機能を維持していきます。今後は、地区の実情などを考慮しながら、地区への譲渡を含めた見直しを検討します。

(第4章 3 図書館)

社会教育施設としての中心的役割を担うため、施設の機能継続を図る施設であることから図書館機能の維持に必要な設備を中心に、計画的な修繕・更新を図るとともに、山形地区の図書館については、規模を縮小する方向で在り方を検討していきます。

(第4章 5 スポーツ施設)

体育館は利用頻度が高く、スポーツ推進事業においても重要な施設であることから、今後も適正な管理のもと機能維持を図ります。

プールについては、利用者数や施設の老朽化状況を考慮し、施設の廃止や集約化を検討します。

その他のスポーツ施設についても、利用者数とコスト、代替施設の利用可能性を比較衡量し、施設のあり方を検討します。

(第4章 8 学校)

今後も、小中学校の統廃合を考慮しながら、児童・生徒の学習環境を最優先に考えた、適切な維持管理を行います。

児童・生徒数の減少により余剰となる教室・空きスペースが生じた場合、その活用を検討します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

山形町の地域コミュニティは行政区単位で13区域となっており、古くから農林業の共同作業や共同財産の管理運営等による強い結びつきを持ち各種自治機能を維持してきましたが、過疎化及び少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等の変化と相まって、地域の活力が低下し集落機能の維持が困難になりつつある。

地域の持続的発展に向けて、人材育成や体制づくり、各種地域活動への支援等を行い、地域住民の主体的な参加と連帯意識のもと、活力ある地域の創造を図る必要がある。併せて、交通網や情報網の整備等を進め、集落を越えて連携できる体制を構築していくことが必要である。

(2) その対策

- ・地域コミュニティの振興

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2)その他	地域コミュニティ振興事業	久慈市

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

伝統的な行催事や芸術、芸能などを「山形地域のふるさと文化」として捉え伝承と創造に努めており、引き続き、活動の拠点となる山村文化交流センターを活用した地域文化の振興を図っていく必要がある。

また、山形町には地域の風土や生活の中から生み出された風俗習慣・郷土芸能等が継承されており、先人の残した民俗資料等の文化財や埋蔵文化財が数多く存在している。しかし、近年の生活様式の変化などにより縮小の危機にさらされており、文化財等の収集・保護を行うとともに、文化の継承・保存に向けた伝承活動への支援等の取組みに加え、文化財を広く市民に周知し、その価値を認識し郷土愛の醸成を図る必要がある。

(2) その対策

- ・山村文化交流センターを有効活用した芸術文化の振興
- ・文化財の調査と保護等の促進

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	山村文化交流センター改修事業	久慈市
		文化会館改修事業	久慈市
	(2)その他	文化会館等自主事業	久慈市
		文化財保護事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合(久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋) (第4章 2文化施設)

市民文化センターは、それぞれの施設の利用度が大幅に異なる状況であることを考慮し、今後の在り方を検討していきます。また、指定管理者制度の導入など、より民間活力をいかした運営手法を検討していきます。

その他文化施設は、文化財保管機能を他の施設で担うことができないかを検討したうえで、老朽化により安全性が保たれなくなったときの対応を検討していきます。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

久慈市の森林面積は約53,328ha（2020年農林業センサス）で総面積の86%を占め、豊富な木質バイオマス資源が賦存している。資源の活用が進めば、化石燃料消費量の削減や燃料コストの地域外流出の低減につながるが、木質バイオマス燃料は単位重量当たりのエネルギー量が化石燃料に比べて低く、輸送距離が長い程コスト面で不利になることから、原料生産地から近接した地域内における活用促進の検討を図る必要がある。

(2) その対策

- ・脱炭素社会の形成に向けた取組の推進
- ・再生可能エネルギー活用促進の検討・モデル形成

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2)その他	脱炭素先行地域推進事業	久慈市

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①自然環境の保全

久慈市と葛巻町にまたがる平庭高原は久慈・平庭県立自然公園に指定されており、豊かな四季の自然を生かしたエコツーリズムの拠点として、多くの観光客が訪れる観光資源となっている。特に、約400haに30万本以上のシラカバが生育する森林は、自然環境と文化的背景の相互作用により生み出された稀有な景観であるが、森林を形成しているシラカバの老齢化が進み倒木等が増加していることから、引き続き景観を維持していくためには適切な更新・管理が必要となる。

令和3年度より、森林総合研究所や岩手大学、岩手県立大学と連携を図りシラカバ再生に向けた管理計画策定の基礎調査に取り組んでおり、引き続き景観の維持に向けた検討を進めていく必要がある。

②休廃止した公共施設等の管理

施設の老朽化や社会情勢の変化に伴い、使用されなくなった公共施設等が劣化した状態のまま残存している。人口減少などの影響により今後さらに公共施設等への需要の減少が見込まれることから、適切な管理と今後のあり方を検討していく必要がある。

(2) その対策

①自然環境の保全

- ・定期的な下刈・枝打ち等の環境整備による良好な自然景観の確保
- ・シラカバ林の景観維持に向けた調査・検討

②休廃止した公共施設等の管理

- ・活用見込のない休廃止した公共施設の除却等による適正な管理

(3) 計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	自然環境の保全	平庭高原日本一の白樺美林再生事業	久慈市
	過疎地域持続的発展特別事業		
	1 その他	公共施設等除却事業	久慈市
	2 基金積立て	過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業	久慈市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合（久慈市公共施設等総合管理計画より抜粋）
（第3章 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方）

今後の財政状況や人口構造に見合った施設配置に努め、老朽化施設の統廃合や類似施設の複合化・集約化に取り組むことで施設保有量の適正化を図っていきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>地域間交流の促進</p> <p>基金積立て</p>	<p>山村体験型交流事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の主要な販売先である消費者団体の会員等を対象とした交流事業の実施。</p> <p>②事業の必要性 安全・安心な農産物や農山村の持つ魅力等を消費者に直接PRする機会であり、販売網の確保は農家の経営安定化や第一次産業の振興に資する。</p> <p>③事業効果 地場産品の販路拡大や農家の経営安定化及び意欲増進に資する取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</p> <p>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</p>	<p>任意団体</p> <p>久慈市</p>
2 産業の振興	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第一次産業</p>	<p>日本短角種増頭対策事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の繁殖基盤強化と農家の経営安定化を図るため、基礎となる優良雌牛の導入に対し補助。</p> <p>②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。</p> <p>③事業効果 将来的な第一次産業の振興につながる取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>優良種雄牛利用促進対策事業</p> <p>①事業内容 日本短角種の繁殖基盤強化と農家及び牧野の経営安定化を図るため、種雄牛の管理費を補助。</p> <p>②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。</p> <p>③事業効果 将来的な第一次産業の振興につながる取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	<p>生産部会</p> <p>農協等</p>

		<p>短角牛振興事業</p> <p>①事業内容 山形村短角牛の販路拡大、消費拡大、そのための専門指導や広告宣伝など、流通の観点から思慮される業務を委託。</p> <p>②事業の必要性 地域の主要産業である日本短角種の振興に資する。</p> <p>③事業効果 短角牛の流通の視点到重点を置いた事業の実施・展開を図ることで、短角牛振興の底上げを図り、地域産業・地域経済の活性化に結び付けることが期待される。</p> <p>闘牛素牛導入・飼育等闘牛活性化事業費補助金</p> <p>①事業内容 市の無形民俗文化財である「牛の角突き」を継承する闘牛に供する素牛の導入及び飼育等に係る補助。</p> <p>②事業の必要性 東北唯一となる闘牛大会の開催による観光振興とともに、山形町は全国的な闘牛素牛の生産地でもあり闘牛を通じた各地との交流活動にも資する。</p> <p>③事業効果 地域資源となる伝統文化の維持を図る取組みであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>山形町商店街活性化事業費補助金</p> <p>①事業内容 商店街の活性化に向けたイベント等の各種事業に対する補助。</p> <p>②事業の必要性 地域内の商店への集客効果とともに、来場者との交流に資する。</p> <p>③事業効果 地域外からの集客は産業振興や地域活動など広範に渡る取組みの活力となるものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>観光・交流イベント開催事業</p> <p>①事業内容 平庭高原における闘牛大会・闘牛サミット・つつじまつり、スキー場まつり等の観光・交流イベントの実施</p> <p>②事業の必要性 平庭高原のPRやイメージアップにつながり、観光振興や自然公園の利用促進等に資する。</p> <p>③事業効果</p>	<p>久慈市</p> <p>任意団体</p> <p>商工会議所</p> <p>任意団体等</p>
観光			

	基金積立て	<p>平庭高原は山形町の代表的な観光資源であり、誘客確保は地場産業の振興にも資するものであり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</p> <p>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</p>	久慈市
4 交通施設の整備、交通手段の確保	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>公共交通</p>	<p>路線バス運行（陸中山形～久慈駅間）</p> <p>①事業内容 山形町から市内高校への通学を支援する市民バスを運行するもの。</p> <p>②事業の必要性 住民の通学環境確保を図るとともに、地域を担う人材の育成にも資する</p> <p>③事業効果 安定的な公共交通機関の提供は住民の生活環境向上に資するとともに、教育機会確保は定住者の維持に不可欠であり、地域の持続的発展に資する継続的な効果が期待される。</p>	久慈市
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>その他</p> <p>基金積立て</p>	<p>公共施設等除却事業</p> <p>①事業内容 休廃止した公共施設等の解体撤去を行う。</p> <p>②事業の必要性 公共施設の適正管理に資する。</p> <p>③事業効果 休廃止した公共施設等の解体撤去を行うことで、住民の安全な生活環境が確保される。</p> <p>過疎地域持続的発展特別事業基金積立事業</p> <p>地域資源の活用による産業の活性化等、独自性のある持続可能な地域づくりを継続的に推進し、地域の持続的発展を図るため、基金を積み立てる。</p>	久慈市

議案第26号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることに関し議決を求める
ことについて

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を別添のとおり策定したので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

辺地の公共的施設を整備するに当たり、総合整備計画を定めようとするものである。

総合整備計画書

岩手県 久慈市 深田辺地

(辺地の人口 56 人 面積 20.5k㎡)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

久慈市山根町深田

(2) 辺地の中心の位置

久慈市山根町深田第 11 地割 29 番地 4

(3) 辺地度点数

139 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から南に約 13km 離れた山間地に位置している。辺地内には複数の集落が散在しており、平成 28 年台風 10 号被災時には道路の寸断により、一時的に集落の孤立が生じている。住民の生活道であり、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する道路網の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	久慈市		160,000		160,000	160,000
合	計		160,000		160,000	160,000

総合整備計画書

岩手県 久慈市 下戸鎖辺地

(辺地の人口 114 人 面積 50.7km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

久慈市山根町下戸鎖、上戸鎖、端神

(2) 辺地の中心の位置

久慈市山根町下戸鎖第 4 地割 39 番地 1

(3) 辺地度点数

168 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、市中心部から南に約 17km 離れた山間地に位置し、過疎化・高齢化が顕著となっている。

平成 7 年に温泉を利用した交流促進センターを設置し、山根地区の雇用の創出、地域住民の交流の促進及び地場産品の利用促進を通じた地域の活性化を図ってきたところである。しかし、道路が狭隘なため安全な交通の確保が困難になっていることから、市内唯一である温泉施設の更なる利用促進に努め、地域振興につなげるとともに、医療・消防等のサービス提供基盤として住民生活の向上に資する基幹道路の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
市町村道・橋りょう	久慈市		50,000		50,000	50,000
合	計		50,000		50,000	50,000

報告第1号

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第4号）に関する専決処分の報告について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

久慈市長 遠 藤 譲 一

令和 7 年 度

久慈市一般会計補正予算

(専 決 第 4 号)

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第4号）

令和7年度久慈市の一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,399,933千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		千円 1,688,887	千円 38,559	千円 1,727,446
	3 委託金	117,294	38,559	155,853
歳入合計		24,361,374	38,559	24,399,933

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,531,081	千円 38,559	千円 4,569,640
	4 選挙費	112,739	38,559	151,298
歳 出 合 計		24,361,374	38,559	24,399,933

一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 県支出金	1,688,887	38,559	1,727,446
歳入合計	24,361,374	38,559	24,399,933

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,531,081	38,559	4,569,640
歳 出 合 計	24,361,374	38,559	24,399,933

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
38,559			
38,559			

2 歳 入

15款 県支出金

3項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	112,370	38,559	150,929
計	117,294	38,559	155,853

節		金額	説明
区分	金額		
3 選挙	千円 38,559	衆議院議員総選挙執行経費	千円 38,559

3 歳 出

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	千円 0	千円 38,559	千円 38,559	千円 38,559	千円	千円	千円
計	112,739	38,559	151,298	38,559			

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	4,451	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費	38,559
3 職員手当等	16,773		
4 共済費	87		
7 報償費	300		
8 旅費	175		
10 需用費	3,356		
11 役務費	2,740		
12 委託料	6,931		
13 使用料及び 賃借料	2,246		
17 備品購入費	1,500		

2款 総務費

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,204	125,737					125,737		125,737	
	計	2,227	199,789	24,516	32,118	255	138	256,816	30,058	286,874	
補正前	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	1,998	123,192					123,192		123,192	
	計	2,021	197,244	24,516	32,118	255	138	254,271	30,058	284,329	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	206	2,545					2,545		2,545	
	計	206	2,545					2,545		2,545	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(282) 329	381,847	1,399,398	938,840	2,720,085	725,223	3,445,308	
補正前	(281) 329	379,941	1,399,398	922,067	2,701,406	725,136	3,426,542	
比 較	(1)	1,906		16,773	18,679	87	18,766	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	37,603	23,705	1,083	402	18,865	121,057
	補正前	37,603	23,705	1,083	402	18,865	104,284
	比 較						16,773
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		23,479	681,708	1,188	
	補正前	29,750		23,479	681,708	1,188	
	比 較						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 318		1,242,184	740,174	1,982,358	595,602	2,577,960	
補正前	(4) 318		1,242,184	723,421	1,965,605	595,602	2,561,207	
比 較	()			16,753	16,753		16,753	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものの。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	37,603	16,272	1,083	402	18,865	108,994
	補正前	37,603	16,272	1,083	402	18,865	92,241
	比 較						16,753
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		23,479	502,538	1,188	
	補正前	29,750		23,479	502,538	1,188	
	比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(278) 11	381,847	157,214	198,666	737,727	129,621	867,348	
補正前	(277) 11	379,941	157,214	198,646	735,801	129,534	865,335	
比 較	(1)	1,906		20	1,926	87	2,013	

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものの。

職員手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,433			12,063	179,170
	補正前	7,433			12,043	179,170
	比 較				20	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
			(千円)		
報 酬	1,906	その他の 増減分	1,906	○実績見込みによる増	
職員手当	16,773	その他の 増減分	16,773	○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
			(千円)		
職員手当	16,753	その他の 増減分	16,753	○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
			(千円)		
報 酬	1,906	その他の 増減分	1,906	○実績見込みによる増	
職員手当	20	その他の 増減分	20	○実績見込みによる増	

報告第2号

久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負変更契約の締結に関する専決処分の報告について

令和6年12月20日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事

2 工事場所 久慈市旭町地内

3 受注者 住所 久慈市中町一丁目46番地

氏名 株式会社葛巻電気

代表取締役 葛巻 泰雄

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	295,570,000円	304,502,000円

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一



専 決 処 分 書

令和6年12月20日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

久慈市長 遠藤 譲 一



建設工事請負変更契約書

1. 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築電気設備工事
2. 工事場所 久慈市旭町地内
3. 契約変更の内容
 - (1) 変更による設計内容等
別添設計図書のとおり
 - (2) 変更による工事完成期限
令和9年2月26日
 - (3) 変更による請負代金の増減額
増額金 8,932,000円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 812,000円)
 - (4) 追納保証金
なし
 - (5) 変更による各会計年度における支払限度額及び出来高予定額
別紙のとおり



令和6年12月20日付けをもって発注者と受注者との間で締結した契約の一部につき、上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

なお、この契約は、主体工事が議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

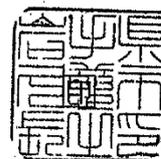
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月26日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

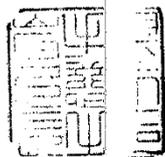


登録番号 T8400001007954

受注者 住所 岩手県久慈市中町一丁目46番地

株式会社 葛巻電気

氏名 代表取締役 葛巻 泰雄



報告第3号

久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負変更契約の締結に関する専決処分の報告について

令和6年12月20日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

- 1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事
- 2 工事場所 久慈市旭町地内
- 3 受注者 住所 久慈市大川目町第1地割67番地2
氏名 株式会社カネヨシ水道工業所
代表取締役社長 嵯峨 庸肇
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	327,800,000円	333,784,000円

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲一



専 決 処 分 書

令和6年12月20日に議会の議決を経た久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和7年12月26日

久慈市長 遠藤 譲 一



建設工事請負変更契約書

1 工事名 久慈市立久慈湊小学校移転改築機械設備工事

2 工事場所 久慈市旭町地内

3 契約変更の内容

(1) 変更による設計内容等
別添設計図書のとおり

(2) 変更による工事完成期限
令和9年2月26日

(3) 変更による請負代金の増減額
増額金 5,984,000円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 544,000円)

(4) 追納保証金
なし

(5) 変更による各会計年度における支払限度額及び出来高予定額
別紙のとおり

令和6年12月20日付けをもって発注者と受注者との間で締結した契約の一部につき、上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

なお、この契約は、主体工事が議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

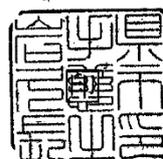
本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月26日

登録番号 T4000020032077

発注者 久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲一

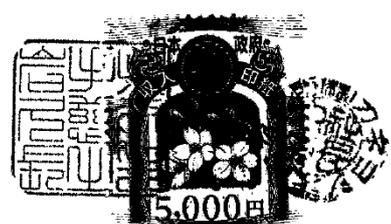
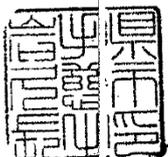


登録番号 T6400001007931

受注者 住所 岩手県久慈市旭町第1地割67番地2

株式会社 久慈市水道工業所

氏名 代表取締役 嶋 庸 肇



報告第4号

職員による草刈り作業中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決 処分の報告について

職員による草刈り作業中の車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

1 専決処分をした年月日 令和7年12月12日

2 損害賠償及び和解の相手方

住所 久慈市寺里第30地割9番地15

氏名 中川 佳子

3 損害賠償の額 236,005円

4 和解の内容

損害賠償の額を3のとおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

5 損害賠償の原因

令和7年10月23日午前9時頃、久慈市立久慈中学校敷地内において、環境整備のため草刈り作業をしていたところ、飛び石が付近を走行していた相手方の保有する車両に接触し、フロントガラスを損傷させたものである。

令和8年2月5日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



示 談 書

1 事故の内容

(1) 当事者

甲 ア 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一

イ 用務員 関 口 英 樹

乙 久慈市寺里第30地割9番地15

中 川 佳 子

(2) 日 時 令和7年10月23日 午前9時頃

(3) 場 所 久慈市栄町第32地割88番地5 (久慈市立久慈中学校)

(4) 車 両

乙 車両登録番号

(5) 概 況

久慈市立久慈中学校敷地内において、甲が草刈り作業を行っていた際に発生した飛び石が、付近を走行していた乙が所有する車両のフロントガラスに接触し、損傷させたものである。

2 示談の内容

(1) 本事故によって生じた車両の損害に対し、甲は乙に236,005円を別紙損害明細書のとおり支払う。

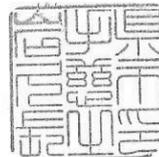
(2) 当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

本示談は、今後本件に関する異議の申立てをしないこととして円満に成立した。

令和7年12月12日

甲 久慈市

代表者 久慈市長 遠 藤 譲 一



乙 久慈市寺里第30地割9番地15

中 川 佳 子

別紙

損害明細書

損害賠償額の算定		
事故当事者	甲	乙
車両損害額	① 0 円	② 236,005 円
責任割合	③ 100 %	④ 0 %
甲・乙の責任額	⑤ 236,005 円 (②×③)	⑥ 0 円 (①×④)
決済方法	⑦ 甲は、乙に対して、本事故による車両損害額 236,005 円を支払う。	